

## 副首都指定の実現に向けた連絡会議 設置要綱

### (設置目的)

第1条 福岡県、福岡市及び北九州市が一体となって、取組を連携して推進するため、副首都指定の実現に向けた連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所管事務)

第2条 連絡会議の所管する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 副首都の指定に向けた基本的な方向性に関すること。
- 二 副首都が担う機能及びその実現に必要な施策に関すること。
- 三 福岡県、福岡市及び北九州市の連携、役割分担並びに副首都に必要な地方行政体制に関すること
- 四 国への提案及び要望に関すること
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (事務局)

第4条 連絡会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、福岡県政策企画部企画総務課が担う。

### (会議)

第5条 連絡会議は、構成員の協議により、必要に応じて開催する。

- 2 議事の進行その他の会議運営は、事務局が行う。
- 3 構成員が、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該構成員が指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 連絡会議は、必要があると認められるときは、会議の開催に代えて、書面その他の方法により協議を行うことができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、構成員が協議して定める。

### 附則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。

別表（構成員）

| 団体名  | 構成員     |
|------|---------|
| 福岡県  | 政策企画部長  |
| 福岡市  | 総務企画局理事 |
| 北九州市 | 政策局長    |